

令和元事務年度における相続税の調査等の状況

令和2年12月
大阪国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 令和元事務年度における相続税の実地調査の状況
- 2 令和元事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する調査状況
- 2 海外資産関連事案に対する調査状況
- 3 贈与税に対する調査状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移
- 3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移
- 4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移

I 相続税の調査等の状況

1 令和元事務年度における相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査については、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案など、大口事案や悪質な不正が見込まれる事案について、実地調査を実施しています。

令和元事務年度においては、**実地調査 1 件当たりの追徴税額（697 万円）が対前事務年度比 118.0% と増加しました。**

○ 相続税の調査事績

項目		事務年度等			
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	2,269 件	1,798 件	79.2 %	
②	申告漏れ等の非違件数	1,939 件	1,563 件	80.6 %	
③	非違割合 (②/①)	85.5 %	86.9 %	1.5 ポイント	
④	重加算税賦課件数	248 件	236 件	95.2 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	12.8 %	15.1 %	2.3 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 (注)	660 億円	567 億円	86.0 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	77 億円	83 億円	108.6 %	
⑧	追徴 税 額	本税	117 億円	109 億円	92.9 %
⑨		加算税	17 億円	17 億円	98.2 %
⑩		合計	134 億円	125 億円	93.5 %
⑪	1 実 地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) (注)	2,909 万円	3,156 万円	108.5 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	590 万円	697 万円	118.0 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 令和元事務年度における相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和元事務年度においては、**非違及び回答等の割合（73.7%）が前事務年度より14.0ポイント増加し、簡易な接触1件当たりの追徴税額（54万円）も対前事務年度比164.7%と増加しました。**

○ 相続税の簡易な接触の事績

項 目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成30事務年度	令和元事務年度		
①	簡易な接触件数	1,581 件	1,713 件	108.3 %	
②	申告漏れ等の非違件数	222 件	295 件	132.9 %	
③	回答等の件数 <small>(注1)</small>	721 件	967 件	134.1 %	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数 (②+③)	943 件	1,262 件	133.8 %	
⑤	非違及び回答等の割合 (④/①)	59.6 %	73.7 %	14.0 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 <small>(注2)</small>	62 億円	69 億円	111.0 %	
⑦	追徴税額	本税	5 億円	9 億円	181.7 %
⑧		加算税	0.2 億円	0.3 億円	113.5 %
⑨		合計	5.2 億円	9.3 億円	178.5 %
⑩	1 簡易な接触当たりの申告漏れ課税価格 (⑥/①) <small>(注2)</small>	393 万円	403 万円	102.4 %	
⑪	1 簡易な接触当たりの追徴税額 (⑨/①)	33 万円	54 万円	164.7 %	

(注) 1 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

2 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

II 調査に係る主な取組

1 無申告事案に対する調査状況

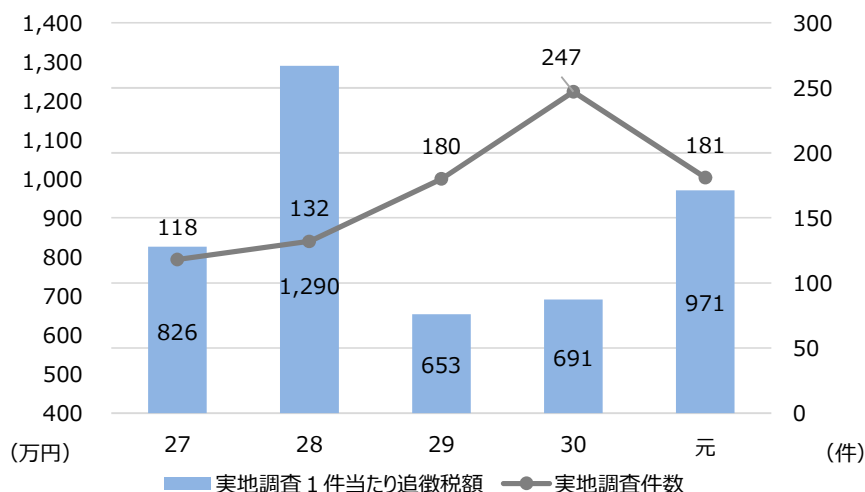
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、実地調査や簡易な接触を活用することでの確な課税処理に努めています。

令和元事務年度においては**実地調査 1 件当たりの追徴税額（971 万円）**が**対前事務年度比 140.6%**と増加しました。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等			
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	247 件	181 件	73.3 %	
②	申告漏れの非違件数	213 件	156 件	73.2 %	
③	非違割合 (②/①)	86.2 %	86.2 %	ポイント —	
④	申告漏れ課税価格	196 億円	167 億円	85.1 %	
⑤	追徴税額	本税	14 億円	14 億円	103.3 %
⑥		加算税	3 億円	3 億円	101.8 %
⑦		合計	17 億円	18 億円	103.0 %
⑧	1 件当たり調査	申告漏れ課税価格 (④/①)	7,935 万円	9,215 万円	116.1 %
⑨		追徴税額 (⑦/①)	691 万円	971 万円	140.6 %

○ 無申告事案に係る調査事績の推移



2 海外資産関連事案に対する調査状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

令和元事務年度においては、**非違1件当たりの申告漏れ課税価格（5,744万円）が対前事務年度比132.8%と増加しました。**

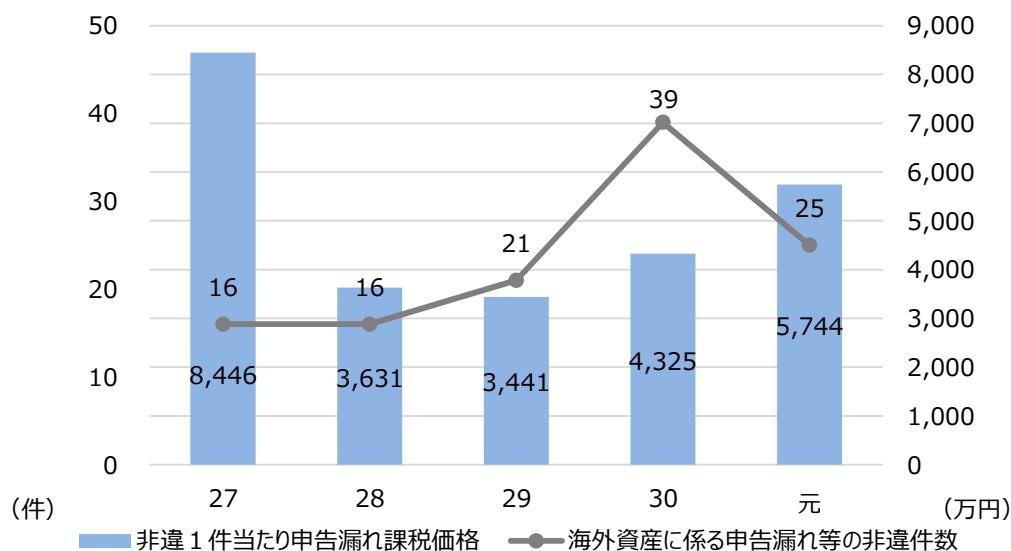
○ 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成30事務年度	令和元事務年度		
①	海外資産関連事案に係る 実地調査件数	259	179	69.1	%
②	海外資産に係る 申告漏れ等の非違件数	223	149	66.8	%
		39	25	64.1	
③	海外資産に係る 重加算税賦課件数	15	22	146.7	%
		1	6	600.0	
④	海外資産に係る 申告漏れ課税価格	74	71	95.7	%
		17	14	85.1	
⑤	④のうち重加算税賦課対象	4	8	208.0	%
		0.1	2.6	2,606.9	
⑥	非違1件当たりの 申告漏れ課税価格（④/②）	3,339	4,783	143.2	%
		4,325	5,744	132.8	

(注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 左肩数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 海外資産に係る調査事績の推移



3 贈与税に対する調査状況

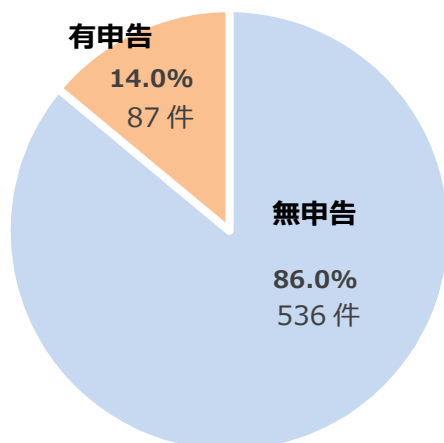
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和元事務年度においては、**実地調査 1 件当たりの追徴税額（428 万円）が対前事務年度比 317.6%**と増加しました。

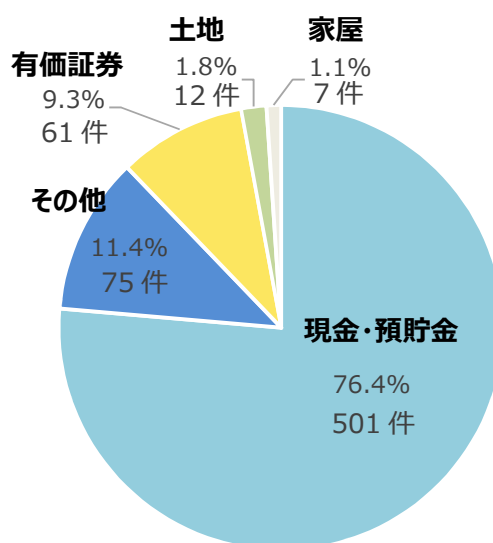
○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比
		平成30事務年度	令和元事務年度	
①	実地調査件数	831 件	650 件	78.2 %
②	申告漏れ等の非違件数	806 件	623 件	77.3 %
③	申告漏れ課税価格	40 億円	63 億円	156.0 %
④	追徴税額	11 億円	28 億円	248.4 %
⑤	1 実地調査当たり 申告漏れ課税価格 (③/①)	484 万円	965 万円	199.5 %
⑥	1 実地調査当たり 追徴税額 (④/①)	135 万円	428 万円	317.6 %

○ 調査事績に占める無申告事案の状況

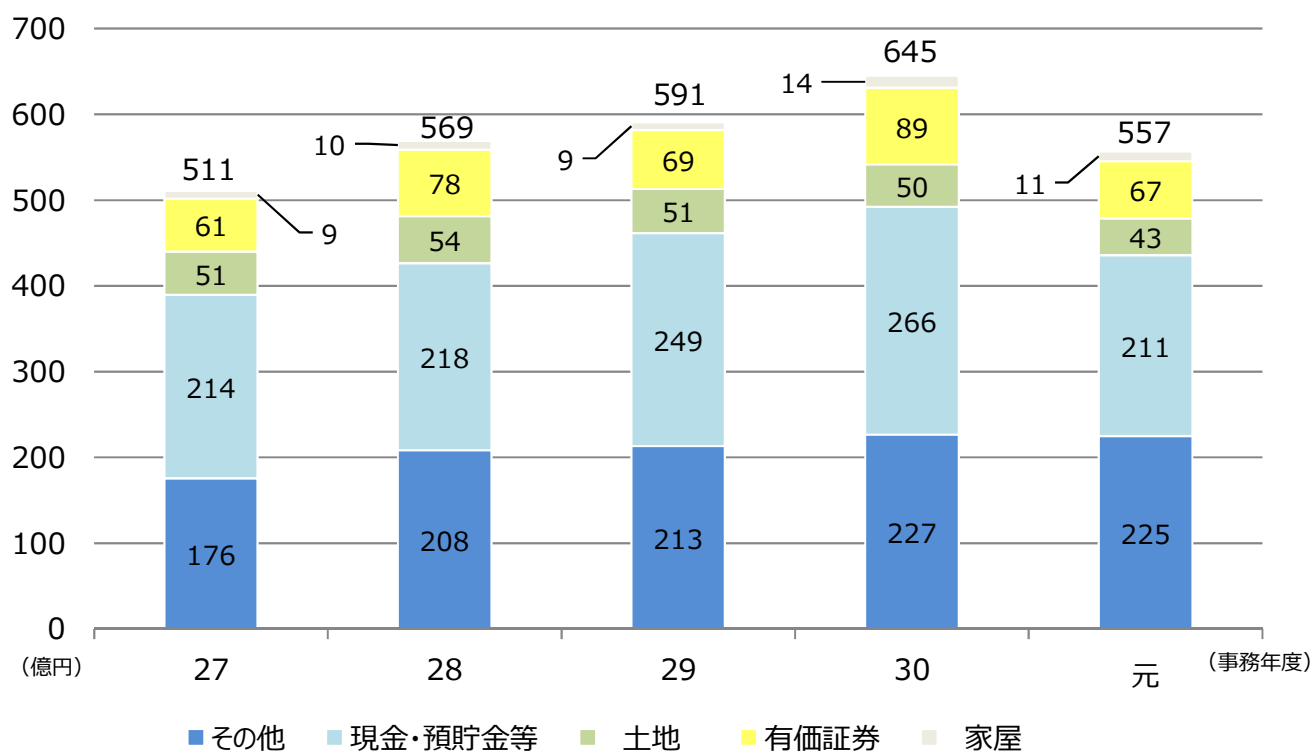


○ 調査事績に係る財産別非違件数

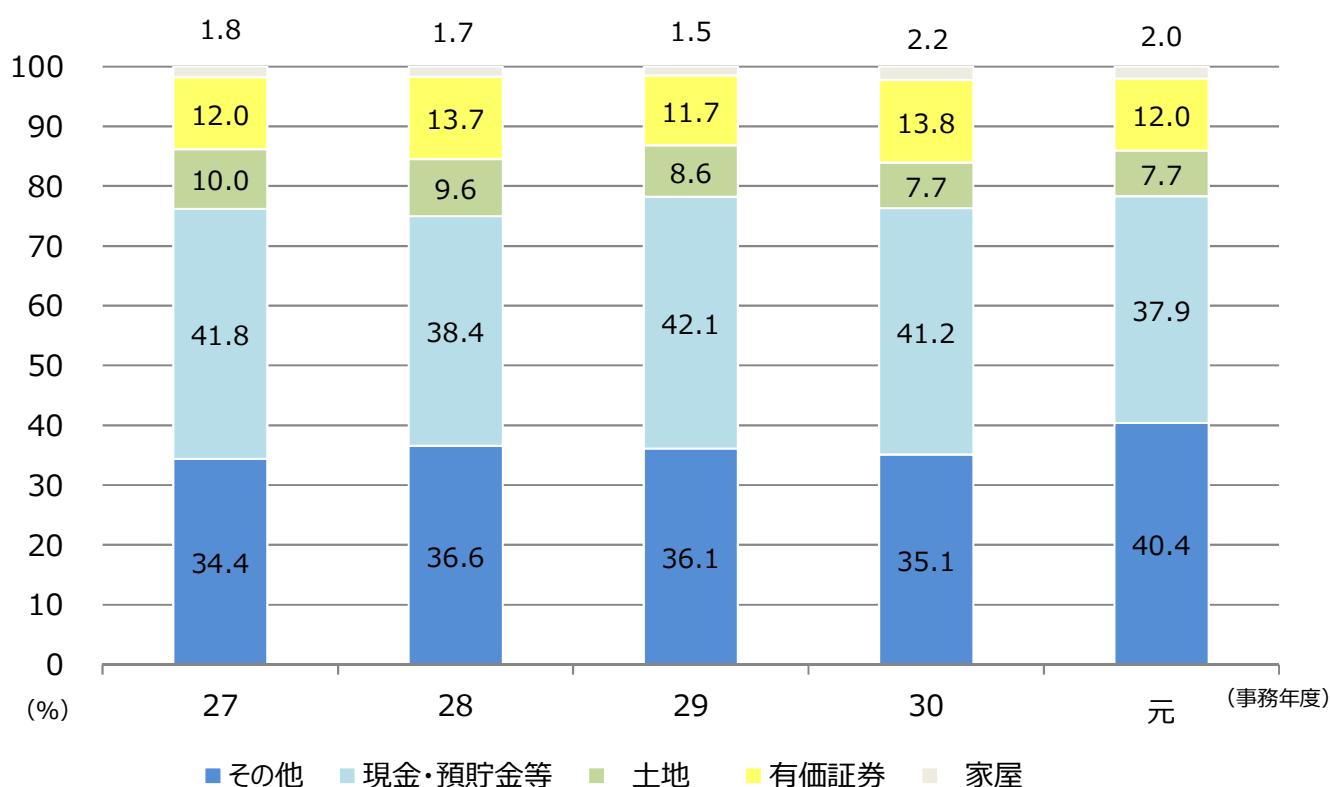


Ⅲ 参考計表

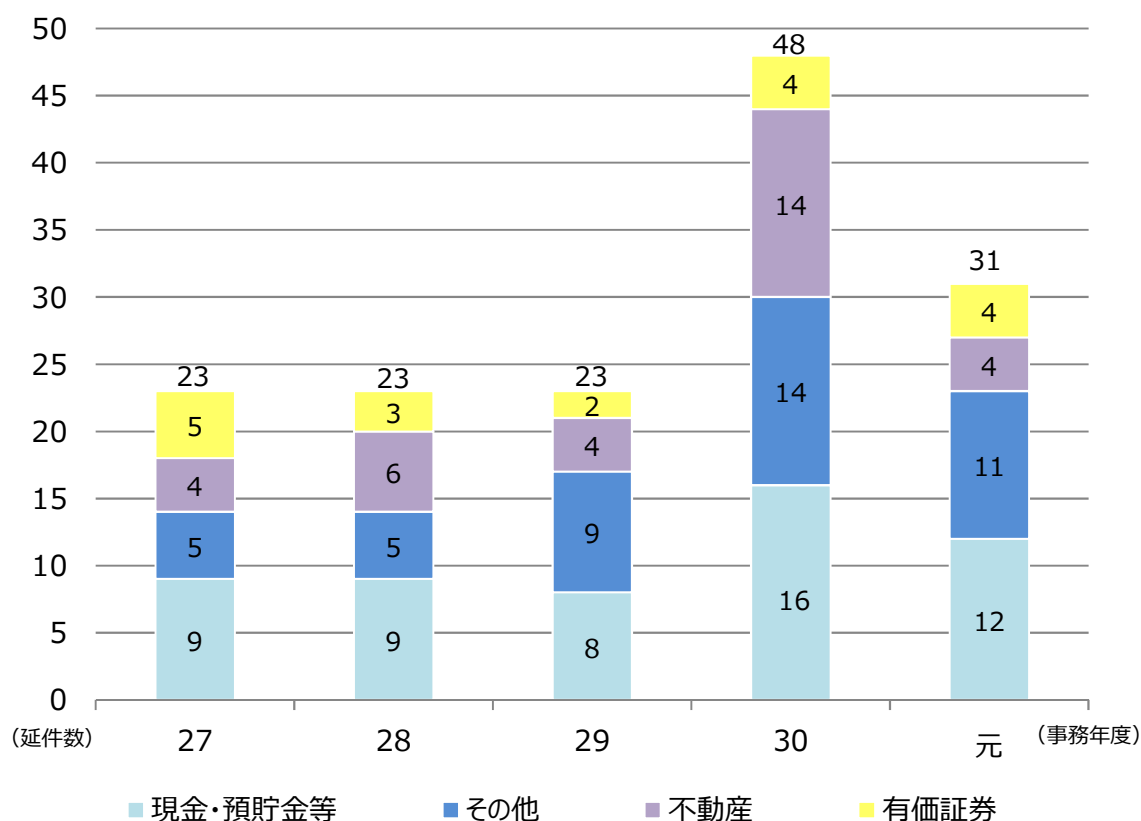
1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

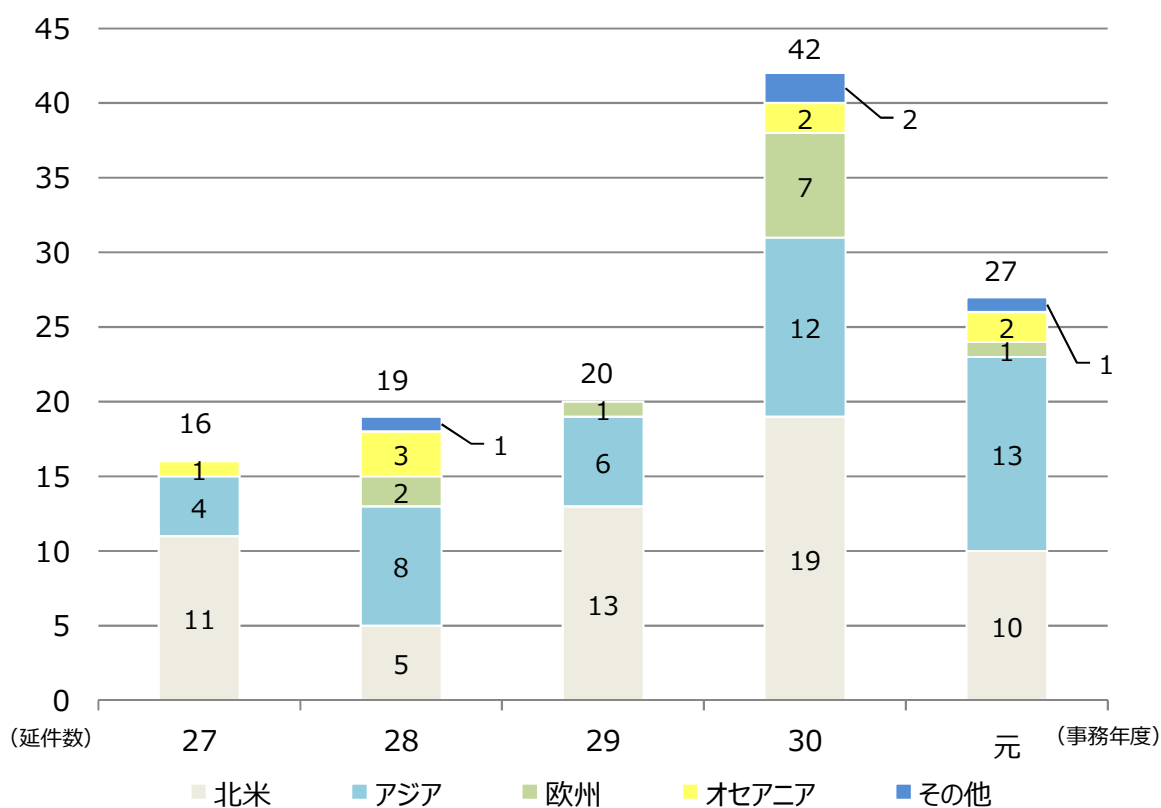


3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の財産に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。

4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の地域に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。